

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：平成29年7月7日（平成29年（行情）諮問第287号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（行情）諮問第460号）

事件名：「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点（平成18年4月 原子力安全・保安院）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月3日付け規規発第1704037号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分は、「国の争訟に対処するための方針が含まれている」ことを理由に不開示としている。しかし、開示請求した文書は11年前のものであり、現行規制ではない、既に廃止された一つ前の耐震設計審査指針に基づいた対処方針が書かれているものと思われる。平成25年に新しい規制基準が施行されて以降、現在の争訟の対処は当時とは全く異なっている。古い文書を開示することにより国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれはない。

（2）意見書

原子力規制委員会が本件でほとんど黒塗りにして開示した文書を、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院（当時。以下「保安院」という。）は開示請求に応じて全面開示し、自らの組織のウェブサイト上でも公開していた。

（以下、URL省略。）

この事実は、本件の一部開示決定後に初めて知った。原子力規制委員会も当初はインターネットで公開していたが、2年後に自らの組織のウェブサイトからは削除。現在は国会図書館のアーカイブにのみ残っている。

る。

保安院が公開して現在も閲覧できる文書を、原子力規制委員会が不開示にする合理的な根拠はないものと考えられる。

参考資料に、この不開示決定についての雑誌記事 2 ページを添付する。
(添付資料省略。)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 事案の要旨

審査請求人は、平成 29 年 3 月 3 日付けで、法 3 条の規定に基づき、処分庁に対し、行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成 29 年 3 月 6 日付けでこれを受理した。

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、同年 4 月 3 日付けで、法 5 条 6 号の不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を除き、これを開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）2 条の規定に基づき、平成 29 年 4 月 7 日付けで、処分庁に対して、本件不開示部分について、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

そこで、処分庁は、本件審査請求を受け、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求は理由がないと認められるため、処分庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 前提事実

ア 審査請求に係る行政文書の概要

本件対象文書は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が平成 24 年 7 月 5 日に国会に提出した報告書 5. 2. 1 の 4) e. (515 ページ) において、平成 18 年 4 月に保安院特別調査課から原子力安全委員会（当時。以下同じ。）事務局に届けられた「「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」と題する文書として引用されている行政文書であり、当該文書は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）」（以下「旧指針」という。）の改訂が係属中の行政事件訴訟等に与える影響について、当時、訴訟を担当していた保安院特別調査課が作成したものであり、専ら訴訟対策の観点から作成したものであると位置付けることができる。

具体的には、当時、旧指針を改訂するに当たって、国として訴えを提起される場合があることに備え、あらかじめ、係属中の行政事件

訴訟等に与える影響を念頭に、法的に何らかの問題があるか、あるとすればいかなる対応が可能かなどの諸点について、旧指針の改訂を検討していた原子力安全委員会に対し、法的な観点からの助言を行ったものであり、当該助言は、個別の紛争等への対応のため、飽くまで国の行政機関の内部において、その時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針についての種々の可能性を自由かつ率直に検討することにより最終的に適切な対応を見いだす過程において出される中間的な過程において示された一応の見解、いわゆる手の内情報が具体的に記録されているものである。

イ 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条6号口に掲げる不開示情報に該当する部分を除いて開示する旨の原処分を行った。

本件不開示部分及びこれを不開示とした理由は、別紙のとおりである。

ウ 本件審査請求の検討の基となる事実関係について

本件対象文書に関し、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）」（以下「新指針」という。）は原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）附則17条による改正（以下「平成24年改正」という。）前の「原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）」（以下「原子炉等規制法」という。）24条1項4号における要件適合性審査において用いられていたところ、平成24年改正及びその施行に当たって原子力規制委員会規則、告示及び内規が制定又は改正され、原子炉等規制法による規制が変化したものである。

以下では、原子炉等規制法による規制が変化しても、新指針は地震の分野についての原子力規制委員会が策定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」（以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「設置許可基準規則の解釈」という。）において、その基本的な考え方を維持できることを説明するため、本件審査請求の検討に当たり必要と考えられる限度でその概要について述べる。

(ア) 新指針に関する平成24年改正前の原子炉等規制法（以下「旧原子炉等規制法」という。）の規制について

旧原子炉等規制法において、原子炉設置者は、原子炉の設置（又はその変更）をしようとするときは、主務大臣（実用発電用原子炉

の場合は経済産業大臣) から原子炉設置(変更)許可を受ける必要があり(同法23条1項, 26条1項), 主務大臣は,(変更許可の場合にあっては, 同法26条4項で準用される)同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならないとされており, 同法24条1項4号において, 原子炉施設の位置, 構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることという要件が定められている。

この中で, 新指針は, 同法24条1項4号における要件適合性審査の具体的審査基準のうち, 地震の分野等に関するものとして用いられていたものである。

(イ) 平成24年改正について

旧原子炉等規制法では, 上記(ア)で述べたとおり, 同法23条1項に基づく発電用原子炉の設置許可について, 同法24条1項各号において許可の基準を定めていたところ, 平成24年改正により, 発電用原子炉の設置許可処分及び変更許可処分の許可要件は, 平成24年改正後の原子炉等規制法(以下「改正原子炉等規制法」という。)43条の3の6(同法43条の3の8第2項において準用される場合を含む。)に定められることとなった。

これにより, 旧原子炉等規制法24条1項4号の「原子炉による災害の防止上支障がないものであること」という要件が, 改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号では「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改められ, 具体的な基準は原子力規制委員会規則において定められることとなった等の変更があるものの, 旧原子炉等規制法から当該条文の構成自体に変化はなく, 同様に, 原子炉施設の位置, 構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることという要件が定められている。

(ウ) 地震の分野に関する改正原子炉等規制法の規制について

改正原子炉等規制法においては, 発電用原子炉の設置(変更)許可に際しては, 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備について, 同法42条の3の6第4号の委任を受け, 設置許可基準規則に基づき審査が行われるものとされ, さらに, 設置許可基準規則の解釈を基にして, 個々の事案ごとに判断するとしている。

この設置許可基準規則及び設置許可基準規則の解釈のうち地震の分野については, 原子力安全委員会に設置された原子力安全基準・指針専門部会の地震・津波関連指針等検討小委員会(以下「地震等検討小委員会」という。)が取りまとめた検討結果を踏まえ, 原子力規制委員会に設置された発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に

関わる規制基準に関する検討チーム（以下「地震等基準検討チーム」という。）において、それぞれ、関係分野の学識経験者の専門技術的知見に基づく意見等を集約する形で規制基準の見直しが行われたものである。

地震等基準検討チームは、地震等検討小委員会が取りまとめた検討結果のうち、地震及び津波に関わる安全設計方針として求められている各要件については、新たに策定する基準においても重要な構成要素となるものと評価するとともに、基準骨子案を策定するに当たっては、同改訂案の安全設計方針の各要件について改めて分類・整理し、必要な見直しを行った上で基準骨子案の構成要素とする方針を示した。そして、この検討方針に基づき、地震及び津波について、IAEA安全基準、アメリカ、フランス及びドイツの各規制内容のほか、福島第一原子力発電所事故を踏まえた各事故調査委員会の主な指摘事項のうち耐震関係基準の内容に関するものを整理し、これらと新指針とを比較した上で、国や地域等の特性に配慮しつつ、我が国の規制として適切な内容を検討した。また、発電用原子炉施設における安全対策への取組の実態を確認するため、電気事業者に対するヒアリングを実施するとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波を受けた東北電力株式会社女川原子力発電所の現地調査を実施し、これらの結果も踏まえ、安全審査の高度化を図るべき事項についての検討を進めた。

この検討の結果、基準地震動の策定方法に関する基本的な考え方は、最新の科学技術的知見に照らしても、新指針の内容を維持できることを確認しつつ、より保守的に基準地震動を策定することを求めることとされ、その考え方にに基づき、設置許可基準規則等が策定されている。

以上のように、新指針は、地震の分野についての設置許可基準規則及び設置許可基準規則の解釈とその基本的な考え方を同じくするものであるといえる。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成29年4月3日付け規発第1704037号をもって処分庁が行った原処分のうち、上記1(2)イで示した本件不開示部分について、開示請求者である審査請求人が、取消し（開示）を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨につき省略。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件不開示部分が法5条6号口に該当することについて

本件不開示部分に記載された内容については、上記1(2)アで述べたとおりである。

ここで、法5条6号口においては、「争訟に係る事務」に関し、国の「当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報が不開示情報である旨規定されている。その趣旨は、国が一方の当事者となる争訟においては、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるところ、争訟に係る情報の中には、争訟の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものが存在するためである（詳解情報公開法（総務省行政管理局編）80ページ）。

これを本件不開示部分について見るに、仮に、本件不開示部分に記載されている、上記1(2)アで述べたいわゆる手の内情報が公にされるのであれば、国を当事者とする訴訟における相手方当事者は、法に基づく開示請求を行うことにより、国が、訴訟対応のため、どのような事項についてどのような準備活動を行っているのか、どのような事項についてどのような資料に基づいて検討及び協議を行っているのかという点のみならず、そのような準備活動の濃淡等から、国が当該訴訟においてどのような事項を重視しているのか、国がどのような資料等に基づいて訴訟対応方針を決定しているのかなど、公開の法廷外で行われている国の訴訟に関する準備活動並びに検討及び協議の過程等について逐一把握し、これを利用した訴訟活動が可能となる。このような事態は、本来、訴訟当事者として対等の立場にある国の地位を一方向的に不利な地位に置くものであるから、国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあることは明らかである。

また、いわゆる手の内情報が相手方当事者に明らかにされるというのであれば、国の機関は、いわゆる手の内情報を相手方当事者に取得されることによる不利益を回避するため、訴訟対応に必要なかつ十分な情報収集活動並びに収集した情報に基づく率直な検討及び協議を差し控えるなどし、その結果、国として採るべき適切な訴訟対応をすることが困難になることも十分に考えられる。

また、国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）により、国を当事者とする訴訟については、法務大臣の指揮を受けて訴訟を行うこととされており、実務上は、法務省の指揮で担当する行政庁が訴訟対応に従事しているところ、平成26年11月4日答申書（平成26年度（行情）答申第282号）における諮問庁であり、国を当事者とする訴訟の指揮を行う法務省の説

明によると、個別の事案に係る法律意見照会の回答内容の一部を不開示とした理由につき、「個別の事案に対する国の具体的方針は、国又は地方公共団体が当事者となる同種の訴訟において一般の方針を推知させるものであり、単に当該訴訟においてのみ意味があるというものではない。ある事案について検討した結果は、仮に当該事案に関する訴訟が終結したとしても、将来の同種事案に係る訴訟において参考にされるものであり、検討の対象とされるものである。」「本件対象文書には、当該事案の処理に関する事項とともに、国の争訟に対処するための一般の方針が含まれるものであるから、当該事案が訴訟に至らなかったり又は当該事案の訴訟が終了したとしても、これが公にされると、将来の同種事案における争訟において不利益に働くおそれがあり、当事者としての国又は地方公共団体の地位を不当に害するおそれがある。」としている。

これらを踏まえると、本件不開示部分にも、国の争訟に対処するための一般の方針ないしこれを推知させる個別の事案に対する国の具体的方針が含まれるものであるから、これが公にされると、本件不開示部分を含む行政文書が作成されたときに係属していた訴訟のみならず、将来の争訟においても不利益に働くおそれがある。

以上を踏まえると、本件不開示部分を公にすることにより、争訟において国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることは明らかである。

そうすると、本件不開示部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、「争訟に係る事務に関し、国…の…当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるというべきであり、本文書の記載は、法5条6号口所定の不開示情報に該当する。

したがって、法5条6号口に該当するとして当該部分を不開示とした原処分における判断は妥当である。

なお、上記のとおり、本件不開示部分の内容は、国として訴えを提起される場合があることに備え、あらかじめ、法的に何らかの問題があるか、あるとすればいかなる対応が可能かなどの諸点について、法的な観点からの助言を行ったものであり、国の争訟に対処するための一般の方針を含むものであることにつき、平成26年11月4日答申書（平成26年度（行情）答申第282号）における諮問庁の説明の趣旨とおおむね同旨であるところ、かかる答申書において諮問庁の説明が情報公開・個人情報保護審査会においておおむね妥当と評価されていることから、本件不開示情報を不開示とした原処分の判断は正当であるといえる。

（2）審査請求人の主張に理由がないことについて

審査請求人の主張する審査請求の理由は必ずしもその文意が明らかではないが、審査請求人は、要するに、本件不開示部分について、本件不

開示部分を含む行政文書は平成18年に作成されたものであり、文書の作成から11年が経過していること、新指針に関する争訟の対処方針が書かれているものと思われることから、改正原子炉等規制法の施行に当たって、原子力規制委員会規則、告示及び内規が制定又は改正されたことにより、原子炉設置（変更）許可処分に係る争訟における司法審査の在り方は、旧原子炉等規制法におけるそれとは全く異なるものであり、また新指針も新規制基準の下では廃止されており訴訟上の論点とはならないため、本件不開示部分を開示することにより国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれはなく、したがって法5条6号口に該当しない旨主張するものと考えられる。

しかしながら、上記（1）で述べたとおり、本件不開示部分は法5条6号口に該当するため、審査請求人の主張は失当である。

また、改正原子炉等規制法では、上記1（2）ウで述べたとおり、発電用原子炉の設置許可処分及び変更許可処分の許可要件は、同法43条の3の6（同法43条の3の8第2項において準用される場合を含む。）に定められることとなったが、旧原子炉等規制法から当該条文の構成自体に変化はなく、同法43条の3の6第1項4号が原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを設置許可の要件としている点において、改正前と基本的に変わるところはない。よって、旧原子炉等規制法における原子炉設置（変更）許可処分に係る争訟における司法審査の在り方が引き続き妥当すると考えられる。

加えて、上記1（2）ウで述べたとおり、改正原子炉等規制法における規制においても、地震の分野についての設置許可基準規則及びその解釈の策定に当たり、基準地震動の策定方法に関する基本的な考え方は、最新の科学技術的知見に照らしても、新指針の内容を維持できることを確認しつつ、より保守的に基準地震動を策定することを求めることとしているなど、地震の分野についての基準は新指針における基準とその基本的な考え方を同じくするものである。

したがって、原子炉設置（変更）許可処分に係る争訟における司法審査の在り方は、旧原子炉等規制法におけるそれと基本的に異なるものではなく、また新指針も地震の分野についての設置許可基準規則及びその解釈においてその基本的な考え方を維持できるものであることから、新指針に関する争訟上の対応方針が開示されることにより不利益が生ずるおそれは今もなお存在し、法5条6号口の不開示事由に該当するものといえる。

そうすると、原子炉設置（変更）許可処分に係る争訟における司法審査の在り方が旧原子炉等規制法におけるそれとは全く異なるものであり、また新指針も新規制基準の下では廃止されており訴訟上の論点とはなら

ないとの審査請求人の主張は、上記の平成24年改正及びその施行に当たって原子力規制委員会規則、告示及び内規が制定又は改正されたことの趣旨を正解せず独自の理論を述べるものであり、失当というほかない。

4 結論

以上によれば、本件不開示部分が法5条6号口に該当するとした原処分に違法ないし不当な点はない。したがって、審査請求人の主張には理由がないことから、これを棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年7月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年8月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成31年2月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点（平成18年4月 原子力安全・保安院）」である。

審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、当該部分は法5条6号口に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書は、保安院が旧指針の改訂を検討していた原子力安全委員会に対し、旧指針を改訂するに当たって、国として訴えを提起される場合があることに備え、係属中の行政事件訴訟等に与える影響を念頭に、法的な観点からの助言を行ったものであり、専ら訴訟対策の観点から作成したものであることから法5条6号口に該当すると説明する。しかしながら、審査請求人は、上記第2の2(2)において、過去に保安院が本件対象文書を全部開示する決定を行ったこと、本件対象文書が原子力規制委員会のウェブサイト上に一時期掲載されていたこと及び現在も国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（以下「WARP」という。）において収集された資料（以下「インターネット資料」という。）として閲覧できることを理由に、本件不開示部分を不開示とする根拠はない旨主張していることから、この点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、過去に保安院の長（以下「保安院長」という。）が全部開示とする決定を行っているが、保安院と原子力規制委員会は別の行政機関であり、保安院長が特定の行政文書の開示決定をしたために処分庁が同一の文書について同様の判断をしなければならないとはいえず、処分庁は自らの立場から開示の可否を判断し得ることは当然であり、本件開示請求がなされた時点において、本件対象文書の不開示情報該当性を改めて検討・判断して原処分を行ったものである。

イ 過去において、原子力規制委員会のウェブサイトには本件対象文書が掲載されていたことについては、原子力規制委員会が平成24年9月に設立された後の数年間、原子力規制委員会に統合された組織の一つであった保安院の旧ウェブサイト全体を機械的にアーカイブ化し、原子力規制委員会のウェブサイト上で閲覧可能な状態にしていたにすぎず、保安院の行った個々の文書の開示決定等について、原子力規制委員会としてその妥当性を追認したことを意味するものではない。

ウ また、現在、原子力規制委員会のウェブサイトには、特定年月日にWARPによって保存された、本件対象文書が掲載されていたウェブページを含む保安院の旧ウェブサイト全体をアーカイブ化した当該特定年月日時点の原子力規制委員会のウェブサイトへのリンクが設置されているのは、原子力規制委員会は、保安院とは別組織として設立されたが、保安院の旧ウェブサイトには業務内容において関連が深い情報が数多く掲載されていたため、当該情報に簡便にアクセスできることが原子力規制委員会のウェブサイトを開覧する国民の便宜に資すると考えられるとの理由によるものであり、上記イに同じく、保安院の行った個々の文書の開示決定等について、原子力規制委員会としてその妥当性を追認したことを意味するものではない。

なお、本件対象文書が、本件開示請求時点でWARPのウェブサイトから閲覧可能な状態にあったことについては、上記イのとおり、保安院の旧ウェブサイト全体がアーカイブ化されて原子力規制委員会のウェブサイト上で閲覧可能であった時期に、本件対象文書が掲載されていたウェブページを含む保安院の旧ウェブサイト全体がアーカイブ化された原子力規制委員会のウェブサイトがWARPにより自動収集されたものと推測される。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁のウェブサイトを確認させたところ、特定年月日にWARPによって保存された、原子力規制委員会のウェブサイトにはアーカイブ化された状態の保安院の旧ウェブサイトへのリンクが設置されており、当該リンク先には本件対象文書が掲載され、何人でも閲覧することが可能な状況であることが認められる。

諮問庁は、本件対象文書が旧指針の改訂による係属中の行政事件訴訟

等への影響について専ら訴訟対策の観点から作成されたものであって、本件不開示部分は、これを公にすると、将来提起され得る争訟等において、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号口に該当する旨説明する。しかしながら、本件対象文書は、諮問庁のウェブサイトにはリンクが設置されているWARPのインターネット資料として何人も閲覧が可能な状況であり、かかる状況が、少なくとも原子力規制委員会が発足した平成24年9月から本件開示請求時点まで4年以上継続していることから、諮問庁として当該状況の是正に積極的に取り組んできたとはいい難く、また、過去に全部開示とされた本件対象文書の一部を本件開示請求時点において改めて不開示とすべき事情の変化も認められないことに鑑みれば、本件開示請求時点においてもなお、本件不開示部分が争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報に該当するとはいい難い。

したがって、本件不開示部分は、これを公にしても、争訟に係る事務に関し国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、法5条6号口に該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号口に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号口に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

本件対象文書のうち、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が平成24年7月5日に国会に提出した報告書において引用されている部分を除いた部分については、国の争訟に対処するための方針が含まれものであることから、公にすることにより、争訟において、国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当するため、不開示とした。